



〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ 岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。

社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ 労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

注目の同一労働同一賃金に関する最高裁判決

—大阪医科薬科大学事件—

事実関係等の概要の続き

大学においては、アルバイト職員から契約職員、契約職員から正職員への試験による登用制度が設けられていた。前者については、アルバイト職員のうち、1年以上の勤続年数があり、所属長の推薦を受けた者が受験資格を有するものとされ、受験資格を有する者のうち3〜5割程度の者が受験していた。平成25年から同27年までの各年においては16〜30名が受験し、うち5〜19名が合格した。また、後者については、平成25年から同27年までの各年において7〜13名が合格した。

本件大学には、診療科を持たない基礎系の教室として、生理学、生化学、薬理学、病理学等の8教室が設置され、教室事務を担当する職員(以下「教室事務員」という。)が1、2名ずつ配置されており、平成11年当時、正職員である教室事務員が9名配置されていた。教室事務員については、その業務の内容の過半が定型的で簡便な作業等であったため、大学は、平成13年頃から正職員を配置転換するなどしてアルバイト職員に置き換え、同25年4月から同27年3月までの当時、正職員は4名のみであった。これらの正職員のうち3名は教室事務員以外の業務に従事したことはなかったところ、正職員が配置されていた教室では、学内の英文学術誌の編集事務や広報作業、病理解剖に関する遺族等への対応や部門間の連携を要する業務又は毒劇物等の試薬の管理業務等が存在しており、大学が、アルバイト職員ではなく、正職員を配置する必要があると判断していたものであった。

……中略……

大学の平成25年4月から同26年3月までの賃金の平

その3-2

均月額は14万9170円であり、同期間を全てフルタイムで勤務したとすると、その賃金は月額15〜16万円程度であった。これに対し、平成25年4月に新規採用された正職員の初任給は19万2570円であり、第1審原告と同正職員との間における賃金(基本給)には2割程度の相違があった。

また、正職員に対し、年2回の賞与が支給されていた。平成26年度では、夏期が基本給2・1か月分+2万3000円、冬期が同2・5か月分+2万4000円、平成22、23及び25年度では、いずれも通年で基本給4・6か月分の額が支給されており、その支給額は通年で同4・6か月分が一応の基準となっていた。また、契約職員には正職員の約80%の賞与が支給されていた。これに対し、アルバイト職員には賞与は支給されていなかった。なお、アルバイト職員である第1審原告に対する年間の支給額は、平成25年4月に新規採用された正職員の基本給及び賞与の合計額の55%程度の水準であった。

本件大学においては、正職員が私傷病で欠勤した場合、正職員休職規程により、6か月間は給料月額的全額が支払われ、同経過後は休職が命ぜられた上で休職給として標準給与の2割が支払われていた。これに対し、アルバイト職員には欠勤中の補償や休職制度は存在しなかった。

さて、上記の事実関係等の下において、大阪高等裁判所ではどのような理由で、どのような判断がなされたのか次号で眺めてみます。

〈つづく〉